

	(準用)
第五十八條	第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一條、第二十六條、第三十條から第三十五條まで、第三十六條(第五項及び第六項を除く。)、第三十六條の二から第三十八條まで及び第四十四條並びに第四節(第四十八條第一項及び第五十四條を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八條中「第二十九條」とあるのは「第五十三條」と、第十九條中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一條「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第四章 訪問看護	
	(看護師等の員数)
第六十條	(略)
2・3	(略)
4	指定訪問看護事業者(次項の規定により、指定地域密着型サービス基準第百七十一條第四項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除く。)が指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準第三條の四第一項に規定する指定期巡回・随時

	対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定期巡回・随時対応型訪問介護看護(同項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
5	指定訪問看護事業者(前項の規定により、指定地域密着型サービス基準第三條の四第一項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除く。)が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第百七十一條第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準第百七十一條に規定する指定複合型サービスをいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第百七十一條第四項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	(指定訪問看護の具体的取扱方針)
第六十八條	看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
一	指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十條第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
二	五 (略)
第七章 通所介護	

	(準用)
第五十八條	第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一條、第二十六條、第三十條から第三十五條まで、第三十六條(第五項及び第六項を除く。)、第三十七條、第三十八條及び第四十四條並びに第四節(第四十八條第一項及び第五十四條を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八條中「第二十九條」とあるのは「第五十三條」と、第十九條中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一條中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第四章 訪問看護	
	(看護師等の員数)
第六十條	(略)
2・3	(略)
	(新設)

	(新設)
	(指定訪問看護の具体的取扱方針)
第六十八條	看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
一	指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十條第一項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
二	五 (略)
第七章 通所介護	

	(従業者の員数)
第九十三条	指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。
一	生活相談員 指定通所介護の提供を行う時間数（以下この条において「提供時間数」という。）に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
二	(略)
三	介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては、十五人を超える部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
四	(略)
2	当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）

	が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
3	指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び第二項の適用がある場合における看護職員又は介護職員（以下この条において「介護職員等」という。）を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
4	第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。
5	前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
6	(略)
8	(略)
9	指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準
	(利用定員)
第百五条の六	指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節におい

	(従業者の員数)
第九十三条	指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。
一	生活相談員 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
二	(略)
三	介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
四	(略)
2	当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）

	が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
(新設)	
(新設)	
3	前二項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
4	(略)
6	(略)
7	指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準
	(利用定員)
第百五条の六	指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節におい

て同じ。)を九人以下とする。

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業員の員数)

第百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 基準該当通所介護の提供を行う時間数(以下この条において「提供時間数」という。)に応じて、専ら基準該当通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までは一以上、利用者の数が十五人を超える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

て同じ。)を八人以下とする。

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業員の員数)

第百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 基準該当通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる介護職員が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

7

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護職員又は介護職員(以下この条において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

6 (略)

7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

(新設)

(新設)

3 前二項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

4 (略)

5 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三

8

十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十六
六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第九十二条及び第四
節（第九十六条第一項及び第百五条を除く。）の規定は、基準該
当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条
中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」と
あるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪
問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつ
て支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と
、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介
護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介
護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中
「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは
「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「
前項」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

（指定通所介護事業所等との併設）

第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生
活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生
活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生
活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準
該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業
所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サ
ービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介
護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業
所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当

十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十
七条、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十
六条第一項及び第百五条を除く。）の規定は、基準該当通所介護
の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十
九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「
通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護につ
いて法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を
受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十
一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあ
るのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」
とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代
理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該
当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と
読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

（指定通所介護事業所等との併設）

第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生
活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生
活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生
活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準
該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業
所又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）
に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当

短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節にお
いて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおり
とする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図る
ことにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営
を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がな
いときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一（削る）

一（五）（略）

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、
新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定
数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な
機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当
該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することが
できるものとする。

4・5 （略）

（設備及び備品等）

第百四十条の三十 （略）

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ （略）

ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上
とすること。

ハ （略）

二（五）（略）

3・4 （略）

（準用）

第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九

短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節にお
いて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおり
とする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図る
ことにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営
を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がな
いときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 一人以上

二（六）（略）

2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、
新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定
数による。

3 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な
機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当
該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することが
できるものとする。

4・5 （略）

（設備及び備品等）

第百四十条の三十 （略）

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ （略）

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上
とすること。

ハ （略）

二（五）（略）

3・4 （略）

（準用）

第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十